

旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA事業の概要等

1 旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA事業の概要

旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA事業は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の一環として実施されるもので、在宅の要支援者や基本チェックリスト該当者が事業所へ通ってもらい、運動やレクリエーション、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話などを行うものです。

なお、介護保険の事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、柏原市の要綱や介護保険法等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。（指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」の項目「2 指定申請にあたっての注意事項」を参照してください。）

2 事業所の類型

①旧介護予防通所介護相当サービス事業

利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

②通所型サービスA事業

利用者の介護予防を目的として、運動やレクリエーションの提供、健康状態の確認、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

3 事業計画について

旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

事前協議を行う前に必ず次の掲げる運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、サービスの開設をご検討ください。

①柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス事業実施要綱

②柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA事業実施要綱

③柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱